## 移動式赤ちゃん休憩室貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、市内で開催される行事等に乳幼児の授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして移動式赤ちゃん休憩室 (以下「休憩室」という。)を貸し出すことにより、乳幼児を連れた保護者が安心して行事等に参加できる環境づくりを推進することを目的とする。

(対象行事等)

- 第2条 休憩室の貸出しを受けることができる行事等は、次の各 号に掲げる要件の全てを満たしているものとする。
  - (1) 市内で開催されるものであること。
  - (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると きは、貸出しを受けることができない。
  - (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的とするとき。
  - (2) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援するとき。
  - (3) 法令又は公序良俗に反するとき。
  - (4) その他市長が休憩室を貸し出すことが不適当と認めるとき。 (貸出しの申請)
- 第3条 休憩室の貸出しを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸出しを受けようとする日の7日前までに、移動式赤ちゃん休憩室貸出申請書(別記第1号様式)に貸出しを受けようとする団体又は行事等の概要が分かる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(貸出しの承諾)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定し、移動式赤ちゃん休憩室貸出承諾通知書(別記第2号様式)又は移動式赤ちゃん休憩室貸出不承諾通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

- 2 貸出しの希望期間が重複する複数の申し込みがあったとき は、原則として先着順とする。
- 3 市長は、承諾に際し、条件を付することができる。(貸出し及び返却)
- 第5条 休憩室を借受ける者(以下「借受者」という。)は、市 長が指定する場所において、休憩室を直接借受け、返却しなけ ればならない。
- 2 借受者は、休憩室を返却するときは、休憩室に破損又は汚損 がないか十分確認しなければならない。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、貸出しの日から返却の日を含め7日以内とする。

(貸出料)

第7条 貸出料は、無料とする。ただし、休憩室の運搬等に係る 経費は、借受者の負担とする。

(遵守事項)

- 第8条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 承諾された行事等のみに使用すること。
  - (2) 貸出期間を遵守すること。
  - (3) 休憩室を第三者に転貸しないこと。
  - (4) 休憩室の使用について、各備品の説明書を遵守して取り扱うこと。
  - (5) 無風の天候であっても必ずテントにウェイトを設置すること。また、強風の場合は使用しないこと。
  - (6) 第4条第3項に規定する条件が付されたときは、これに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第9条 借受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その 承諾を取り消すことができる。

- (1) 前条各号に掲げる事項のいずれかを遵守しなかったとき。
- (2) 市の業務に支障が生じるとき。
- (3) その他市長がやむを得ない事情があると認めたとき。
- 2 前項第1号の規定により承諾を取り消されたときは、以後の 貸出しは承諾しない。また、当該取消しにより借受者に損害が 生じたときは、市は一切その責任を負わない。

(管理責任)

第10条 休憩室の使用による借受者の損害又は借受者が第三者 に与えた損害に対しては、市は一切その責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 借受者は、休憩室を汚損又は亡失したときは、これを 原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、休憩室の貸出しに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。